亀岡市監査公表第３号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１項、第２項及び第４項の規定による監査を亀岡市監査基準に準拠して実施し、同条第１２項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定したので、同条第９項の規定により次のとおり公表する。

令和７年３月３１日

亀岡市監査委員　関本　孝一

亀岡市監査委員　浅田　晴彦

１　監査の種類

令和６年度定期監査・行政監査

２　監査の対象

監査対象課等に係る令和６年度の事務の執行、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について

３　監査の着眼点

市の事務の執行及び財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか。

４　監査の主な実施内容

監査の対象について、関係諸帳簿、証拠書類等を調査し、併せて関係各課長等への聴取を行った。

５　監査の実施場所及び日程

（１）監査の実施場所

監査委員室

（２）監査日程

対象課等	監査期間	ヒアリング実施日
○議会事務局 ○健康福祉部 　　地域福祉課 　　障がい福祉課 　　高齢福祉課 　　健康増進課 ○会計管理室 　　財産管理課 　　会計課 ○上下水道部 　　総務・経営課 　　お客様サービス課 　　水道課 　　下水道課 ○市立病院	令和７年　１月１０日から 令和７年　３月３１日まで	令和７年　２月　７日 令和７年　２月１８日

６　監査の結果

監査の結果は、次の事項を除いて概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において、口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理に留意されたい。

（１）議会事務局

令和６年１１月末現在における財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

特に指摘する事項はなかった。

（２）健康福祉部

以下の各課に係る令和６年１１月末現在における財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

概ね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。

ア　地域福祉課

（ア）生活保護費返還金の調定について、収入科目に誤りがあった。

地方自治法施行令には、歳入の調定は、当該歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを

調査してこれをしなければならないと定められている。
　規定に基づき適正な事務処理をされたい。

イ　障がい福祉課

（ア）福祉医療に係る調剤報酬の返還手続きに誤りがあった。

　本来令和５年度中に過払いをしたものについては、歳出戻入を行うべきであったが、事務処理の遅れにより令和６年度に処理を行っていた。

　亀岡市財務規則には、支出命令権者は、支出の調査決定をした後において、法令、契約等の規定又は調査もれその他の過誤等特別の理由により当該調査決定に係る金額を変更する必要があるときは、直ちにその理由に基づく増加額又は減少額に相当する金額について、支出の調査決定をしなければならないと定めている。

　また、支出の調査決定に係る金額を減少させるための調査決定の変更をする場合において、当該変更前の調査決定に基づき既に支払がなされている場合においては、直ちに、支出伝票（朱書）により、当該減少額に相当する額について当該支出科目に戻入の措置をとらなければならないと定められている。

　規定に基づき適正な事務処理をされたい。

（イ）亀岡市医療的ケア児者・重症心身障害児者福祉サービス利用等促進事業補助金について、要綱に基づく事務手続きを行わず、補助対象事業が実施されていた。

　通常、補助金は特に定めがない場合、交付決定日以降が補助対象期間となる。しかし、当該補助対象事業は、年度当初に補助事業者が実施計画書を作成することが難しく、事業実施後でなければ交付申請を提出することができない。よって、実態に即した交付要綱に改正し、適正な事務処理をされたい。

（ウ）補助金交付事務について、実績報告書の提出の際、領収書の提出を求めていない補助金があった。補助対象経費の支出を証する資料として領収書の提出を求め、適正な事務処理をされたい。

ウ　高齢福祉課

（ア）亀岡市敬老事業補助金について、提出書類を確認したところ、修正テープを使用した書類や記載もれ、記載ミスがあった。また、補助対象経費であるか判断しがたいものが見受けられた。

　提出された書類の確認を十分に行い、不備がある場合は、指導

するなど、適正な事務処理をされたい。

エ　健康増進課

特に指摘する事項はなかった。

（３）会計管理室

以下の各課に係る令和６年１１月末現在における財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

概ね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。

ア　財産管理課

（ア）物品売払収入について、歳入の調定が行われていなかった。

地方自治法施行令には、歳入の調定は、当該歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査してこれをしなければならないと定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

（イ）財産区で、長年にわたり同一の業者との業務委託契約（自動更新）を続け、競争性が確保されていない団体があった。

地方公共団体の業者選定は競争による手続きを原則としている。

契約事務の公平性、経済性及び競争性を確保するため、複数の者から、見積徴取されたい。

（ウ）財産区の業務委託について、業務計画等を文書で残していない団体があった。適正な作業工程で行われたか客観的な判断が出来なかった。

適正な業務を行っていることを証明するため、今後は文書で残されたい。

（エ）財産区の業務完了後における履行確認について、作業日報、作業者の出勤記録票及び財産区管理会委員による現地確認などで検査を行い、検査調書が作成されていた団体があった。また、記録写真として作業中の写真しか提出されていなかったため、業務成果の証拠として作業前及び作業後の写真を保管されたい。

イ　会計課

特に指摘する事項はなかった。

（４）上下水道部

以下の各課に係る令和６年１１月末現在における財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

ア　総務・経営課、お客様サービス課、水道課（水道事業会計）

特に指摘する事項はなかった。

イ　総務・経営課、お客様サービス課、下水道課（下水道事業会計）

特に指摘する事項はなかった。

（５）市立病院

令和６年１１月末現在における財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

特に指摘する事項はなかった。

７　意見

以上が、議会事務局等における令和６年度の財務に関する事務の執行等について監査した結果である。

なお、今回の監査で見受けられた次の点については、今後の事務処理において留意されたい。

調定伝票の未作成や科目誤りなど基本的なミスが見受けられた。

補助金申請の審査や確定をする際の調査・確認を形式的に行っているのではないかと考えられるものがあった。

これらのことは、過去のやり方や提出された書類等が正しいものとして疑問を持たず、前例踏襲で事務を行っていることが原因と考えられる。

いま一度、財務に関する事務の基礎を点検するとともに、人材育成の機会と捉えて調査・確認の機会を持ち、より適正な事務の執行に努めていただきたい。

また、事業の取りまとめを行う管理部署と、実際に事業を行う主管課の連携が不十分で、主管課が対応に苦慮している事例も見受けられた。

各管理部署においては、当該事業における関係法令や市全体の状況を把握しているというメリットを生かし、普段から主管課とのコミュニケーションを密にするとともに、困っている主管課があれば部署内で持っている知見を生かして助言を行い、市全体としての業務の適正化・効率化を目指されたい。